

令和 7 年度スタートアップ促進等委託業務 企画提案審査要領

この要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度スタートアップ促進等委託業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務にかかる企画コンペの審査は、令和 7 年度スタートアップ促進等委託業務企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び審査委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位 3 位まで順位点（1 位＝5 点、2 位＝3 点、3 位＝1 点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が 1 者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、令和 7 年度スタートアップ促進等委託業務企画コンペ実施要領 6 (2) アに定める審査委員会の開催日において、順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日再度審査を行い、順位等を決定するものとする。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。
- (5) 審査委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (6) 審査委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
1 全体		【20】
企画提案の内容全体に関して	・ 事業の趣旨を理解した内容となっているか。 ・ 目標設定が適切で、かつ実現が見込まれるか。 ・ 実施スケジュールが無理のないものであるか。 ・ 予算の範囲以内で、効果的、効率的な内容となっているか。	20
2 業務に関する企画		【40】
(1) ピッチ大会・交流会の開催	・ 登壇者の選定方法は適切か。 ・ 登壇者へのメンタリングプログラムの周知や誘導は効果的か。 ・ 県内外から幅広く参加者が集まるような周知方法となっているか。 ・ 首都圏等県外在住者が参加しやすい開催方法となっているか。	20
(2) メンタリングプログラムの実施	・ メンタリング回数は効果的か。 ・ 対象者の選定方法は、メンタリングプログラムや県内起業塾、起業セミナー等と連携しており適切か。 ・ メンターの選定は適切か。 ・ メンタリングスケジュールや内容はビジネスプランのブラッシュアップにつながるものであり効果的か。	20
3 業務遂行能力関係		【25】
(1) 業務遂行能力	・ 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・ 本業務に類似する業務の業務実績は良好であるか。 ・ 権利関係の処理その他、関係機関との調整は適切に行われるか。	15
(2) 積算内訳	・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性があるか。	10